

平成 29 年 6 月 定例会（第 328 回）
7 月 3 日

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

ライドシェアの導入に反対し、安心・安全のタクシーを求める意見
書（案）

平成29年 6月 定例会（第328回）

平成二十九年

第三百二十八回定例奈良県議会会議録 第六号

六月

平成二十九年七月三日（月曜日）午後一時三分開議

出席議員（四十三名）

一番	亀田忠彦	二番	池田慎久
三番	猪奥美里	四番	山中益敏
五番	川口延良	六番	松本宗弘
七番	中川 崇	八番	佐藤光紀
九番	川田 裕	一〇番	井岡正徳
一一番	田中惟允	一二番	藤野良次
一三番	森山賀文	一四番	大国正博
一五番	岡 史朗	一六番	西川 均
一七番	小林照代	一八番	清水 勉
一九番	松尾勇臣	二〇番	阪口 保
二一番	欠員	二二番	中野雅史
二三番	安井宏一	二四番	田尻 匠
二五番	奥山博康	二六番	荻田義雄
二七番	岩田国夫	二八番	乾 浩之
二九番	太田 敦	三〇番	宮本次郎
三一番	和田恵治	三二番	山本進章
三三番	国中憲治	三四番	米田忠則
三五番	出口武男	三六番	新谷紘一
三七番	粒谷友示	三八番	秋本登志嗣
三九番	小泉米造	四〇番	中村 昭
四一番	山村幸穂	四二番	今井光子
四三番	梶川虔二	四四番	川口正志

議事日程

一、常任委員長報告

一、平成二十九年度議案、議第四十七号から議第五十七号、報第一号から報第二十号、平成二十八年度議案、報第三十一号及び報第三十二号、請願第五号及び請願第六号並びに議会閉会中の審査事件の採決

- 一、議員提案の追加議案の上程及び同採決
- 一、特別委員長報告
- 一、意見書決議
- 一、議長の辞職及び同選挙
- 一、副議長の辞職及び同選挙
- 一、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任
- 一、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決
- 一、特別委員会の設置並びに特別委員会の委員長、副委員長及び委員の選任
- 一、追加議案の上程と同採決
- 一、議員派遣の件

○議長（川口正志）　これより本日の会議を開きます。
会議時間を午後十二時まで延長します。

○議長（川口正志）　この際、お諮りします。

議員提案の追加議案の上程及び同採決、意見書決議、議長の辞職及び同選挙、副議長の辞職及び同選挙、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決、特別委員会の設置並びに特別委員会の委員長、副委員長及び委員の選任、知事提案の追加議案の上程及び同採決、並びに議員派遣の件を本日の日程に追加することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（川口正志）　次に、監査委員から現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○議長（川口正志）　次に、平成二十九年度議案、議第四十七号から議第五十七号、報第一号から報第二十号、平成二十八年度議案、報第三十一号及び報第三十二号並びに請願第五号及び請願第六号を一括議題とします。

まず、所管の委員会に付託しました各議案及び各請願に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。――二十五番奥山博康議員。

◆二十五番（奥山博康）　（登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十九日に委員会を開催し、付託されました議案十件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十九年度議案、議第四十八号、議第四十九号、議第五十号、議第五十六号及び報第十九号中・当委員会所管分並びに平成二十八年度議案、報第三十一号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、平成二十九年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第四号、報第十六号及び報第二十号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、厚生委員長の報告を求めます。――十六番西川均議員。

◆十六番（西川均） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る六月十六日、二十七日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十九日に委員会を開催し、付託されました議案五件及び請願一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十九年度議案、議第五十七号につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、平成二十九年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第五号、報第十七号及び報第二十号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

次に、請願第六号「県立医科大学附属病院に緩和ケア病床の設置を求める請願書」につきましては、賛成多数をもちまして採択することに決しました。

以上が、付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち社会福祉及び医療・保健につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。――十九番松尾勇臣議員。

◆十九番（松尾勇臣） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月二十九日に委員会を開催し、付託されました議案九件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十九年度議案、議第四十七号中・当委員会所管分及び議第五十三号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成二十九年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第八号から報第十二号及び報第二十号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、建設委員長の報告を求めます。――二十八番乾浩之議員。

◆二十八番（乾浩之） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月二十八日に委員会を開催し、付託されました議案十五件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十九年度議案、議第五十三号中・当委員会所管分及び議第五十五号につきましては、賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。なお、議第五十五号につきましては、日本共産党委員から、（仮称）登大路バスターミナルの施設整備では、奈良公園周辺の渋滞対策という目的が達成されないこと、また、奈良公園の景観を損なわないような形で建設を見直し、施設規模を縮小すべきであるとの理由により、反対であるとの意見の開陳がありました。また、議第五十一号、議第五十二号、議第五十四号及び報第十九号中・当委員会所管分並びに平成二十八年度議案、報第三十一号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、平成二十九年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第二号、報第三号、報第十三号から報第十五号、報第十八号及び報第二十号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、文教くらし委員長の報告を求めます。――三十番宮本次郎議員。

◆三十番（宮本次郎） （登壇）文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

去る六月十六日、二十七日の本会議におきまして、文教くらし委員会に付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十八日に委員会を開催し、付託されました議案五件及び請願一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十九年度議案、議第四十七号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、平成二十九年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第六号及び報第七号、並びに平成二十八年度議案、報第三十二号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

次に、請願第五号「県立高等学校への空調設備設置に関する請願書」につきましては、賛成多数をもちまして継続審査とすることに決しました。

以上が、付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち生活環境行政の充実、並びに学校教育及び社会教育の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、十八番清水勉議員に発言を許します。――十八番清水勉議員。

◆十八番（清水勉） （登壇）日本維新の会の清水でございます。議長のお許しをいただきましたので、日本維新の会を代表して、議第五十三号、市町村負担金の徴収についての反対討論をいたします。

議第五十三号には、県営土地改良事業並びに急傾斜地崩壊対策事業、流域下水道事業、（仮称）奈良インターチェンジ周辺整備事業、奈良公園施設魅力向上事業の五つの事業の

市町村負担金が一括して上程をされております。この五事業のうち、急傾斜地崩壊対策事業の市町村負担金に対して反対をするものでございます。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資する目的で制定されており、同法第九条には、急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者または占有者に対して、その土地の維持管理等を義務づけております。また、同法第十二条において、都道府県の施行する急傾斜地崩壊防止工事内容は、「急傾斜地崩壊防止工事のうち、制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な工事以外の工事で、当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難又は不適当と認められるもの」と限定をいたしております。そして、同法第二十三条には受益者負担金についての定めがあり、都道府県営工事について負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については都道府県の条例で定めることとなっております。

議第五十三号では、過去からの例により、地方財政法第二十七条を根拠として関係市町村に負担を求めています。受益を受ける者を明確に仕分けできているのか、大きな疑問が残っております。

日本維新の会は、急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者負担金を市町村に委任するのではなく、県営工事に係る条例を奈良県が制定して、急傾斜地の崩壊による災害の防止を一元的に公平に実施し、災害のない県土を形成するべきだと考え、本議案に反対をいたします。

以上、ご清聴ありがとうございました。

○議長（川口正志） 次に、七番中川崇議員に発言を許します。――七番中川崇議員。

◆七番（中川崇） （登壇）議長よりお許しをいただきましたので、請願第六号に関する反対討論をさせていただきます。必要な審査がなされず、プロセスの面で法令等違反の疑義があるので、反対するものであります。

そもそも請願制度は、憲法第九十二条にある地方自治の本旨から解釈される団体意思の決定に関する大変責任が重いものであります。奈良県議会としての意思をはっきりと示すため、奈良県議会会議規則第七十四条にもあるとおり、付託された厚生委員会では必要な審査をした上で議会に報告しなければならないところ、今回、そうではありませんでした。

請願書の内容に関する質疑には、紹介議員が説明責任を負うものであります。私は、必要な審査をするため、同会議規則第七十三条にもあるとおり、紹介議員の招致を求めましたが、なされず、したがって、十分に審査されないまま本会議へ報告されました。これは、会議規則に加え、請願書について十分な審議をしなければならないという議会運営等に関する申し合わせ六の二を全く無視するものであります。

議案等の必要な審査すら許されない県議会など、ほかにあるのでしょうか。内容について疑義をただすことも理解を求めることもできないなど、議会制民主主義の本旨をゆがめるものであります。

また、この委員会において、紹介議員ではない議員から、この方は約三十年間も県議会議員をやっている方、私が赤ちゃんだったころから県議会議員をやっている方ですけれども、「まあええやないか。私は長年やってきたが、紹介議員の招致など聞いたことがない。不明な点は理事者に聞いてもらったりご自分で勉強してもらえれば」といった旨の無責任かつ意味不明な発言がありました。そもそも説明責任は紹介議員にあるわけですから、何を言っているのだろうかとかきれざるを得ませんでした。請願制度や会議規則について、むしろあなたが勉強不足ではないかと残念な気持ちになりました。

せっかく思いが込められた請願書ですから、多様な解釈を許して行政に言い逃れを許してしまったり、当事者が想定しなかった方向で行政が動き出す可能性が残ってはいけませんし、関係する構想や計画と整合性がとれているかなど、本来あるべき審査を経た上で採択するのが議会のあるべき姿ではないでしょうか。

よって、このようなプロセスで議会へ上がってきた請願第六号について、そもそも法令等違反の疑いがあることから反対をするものです。

議員各位におかれましては、慎重ご審議の上、表決のほどよろしくお願いします。

○議長（川口正志） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、平成二十九年度議案、議第五十三号について、起立により採決します。

平成二十九年度議案、議第五十三号について、経済労働委員長報告及び建設委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成二十九年度議案、議第五十三号については、経済労働委員長報告及び建設委員長報告どおり決しました。

次に、平成二十九年度議案、議第五十五号について、起立により採決します。

平成二十九年度議案、議第五十五号について、建設委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成二十九年度議案、議第五十五号については、建設委員長報告どおり決しました。

次に、請願第五号について、起立により採決します。

請願第五号については、文教くらし委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、請願第五号については、文教くらし委員長報告どおり決しました。

次に、請願第六号について、起立により採決します。

請願第六号については、厚生委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、請願第六号については、厚生委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

平成二十九年度議案、議第四十七号から議第五十二号、議第五十四号、議第五十六号、議第五十七号、報第一号から報第二十号、平成二十八年度議案、報第三十一号及び報第三十二号並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおりそれぞれ決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各常任委員長報告どおり決しました。

○議長（川口正志） 次に、九番川田裕議員ほか十名から、平成二十九年度議案、議第五十八号「奈良県議会会議規則の一部を改正する規則」についての議案が提出されましたので、これを議題とします。

議案はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

お諮りします。

本案については、提案理由の説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

お諮りします。

議第五十八号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、本案については、原案どおり可決されました。

○議長（川口正志） 次に、特別委員会における調査並びに審査の経過と結果について、各特別委員長の報告を求めます。

初めに、エネルギー政策推進特別委員長の報告を求めます。――二十四番田尻匠議員。
◆二十四番（田尻匠）（登壇）エネルギー政策推進特別委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります。その概要を申し上げます。

本委員会は、エネルギー政策の推進に関し、エネルギーを活用した地域振興の推進、緊急時のエネルギー対策の推進、多様なエネルギーの利活用の推進、奈良の省エネ・節電スタイルの推進、以上四つの視点で調査を行い、次のとおり取りまとめました。

まず、エネルギーを活用した地域振興の推進についてであります。

本県では、全国的な動きと同様に、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入が急拡大しました。

第二次奈良県エネルギービジョンにおいては、平成三十年度までの三カ年を計画期間として、再生可能エネルギーの設備容量を平成二十六年度比一・六倍とすることを目標としています。

ただ、五條市の一部を含む吉野地域と宇陀地域等においては、新たな発電設備の送電網系統接続が制約される状況となっており、今後は、この地域においては、メガソーラーのような大きな発電設備の導入については難しい状況であることから、地域や家庭、事業所を中心とした小規模施設の普及に重点を置いて、導入を進める取り組みを支援するとともに、電気事業者の対処を促す必要があります。

一方、太陽光発電設備の設置に関して、住宅近接地での開発により住環境との調和を損なう事例が発生しています。太陽光発電の整備においては、関係自治体や関係住民への説明を義務づけるなど、住環境や地域と調和した形での推進が求められます。

小水力発電については、県内各地で地域活性化の取り組みとして実施されていますが、さらなる導入に向けた取り組みが必要であります。

バイオマス発電所については、平成二十七年に大淀町内に完成し、木材価格の下支え、雇用創出の効果を上げています。しかし、原料となる木材の搬出コスト削減に向けた搬出機械の改良等を進めることが必要であります。また、食品残さ等、木質資源以外にも視野を広げ、実証実験・実用化に向けた支援等の取り組みも期待するものであります。

風力発電については、地勢的な条件面から、小型の設備について導入に向けた研究を進めることが有効と考えられます。導入に当たっては、他府県の先進事例を研究するなどして、慎重に進めていく必要があります。

本県は、平野部と山間部で地域特性の差異があることから、地域資源を活用したエネルギーの創出を進めることが地域振興につながっていくと考えられます。住民による地域資源を活用した取り組みへのさらなる支援に期待するものであります。

次に、緊急時のエネルギー対策の推進についてであります。

将来的に懸念されている大規模災害に備え、県内のエネルギー消費に係る自給量をふやす仕組みを構築する取り組み、エネルギー供給の多重化が必要であります。

具体的には、災害時に拠点となる避難所や防災拠点等において、必要な電力等を一定期間確保できる体制の確立が喫緊の課題となっています。そのため、非常用電源の整備、ガスコージェネレーションや燃料電池等による電源多重化を図る市町村を支援する取り組みを引き続き実施することに加えて、防災拠点や病院、避難所等として使われる県施設での整備を進める仕組み構築や働きかけを行う必要があります。

また、災害時に孤立する集落が多数発生することが懸念されるため、集落の避難所等でエネルギーの供給が確保できるような体制整備に向けた取り組みが期待されます。

さらに、家庭、事業所等における災害時のエネルギー確保対策として、電気事業者及びガス事業者等の安定供給に向けた取り組みを引き続き要請するとともに、太陽光発電設備と蓄電池や燃料電池等により、家庭内のエネルギー利用の高度化を図り、災害時等において、各家庭や事業所等で自立分散型電源を確保するための設備導入に向けた取り組みが重要であります。

次に、多様なエネルギーの利活用の推進についてであります。

エネルギーのさらなる有効活用と省エネルギーの推進の観点から、電力だけではなく熱を利用することが、エネルギーの利用効率の向上に資すると考えます。

具体的には、家庭、事業所等における、太陽熱、地中熱、事業活動からの排熱等の再生可能エネルギー熱の利活用を支援する取り組みを継続するほか、生み出したエネルギーをどう使うかをあわせて考えていくことも重要と考えます。

太陽光発電と電気自動車充給電設備との組み合わせ等のシステムの普及拡大や次世代自動車の導入促進、水素ステーションの導入可能性検討や家庭用・業務用燃料電池の普及拡大などに取り組む必要があります。加えて、地域で生み出したエネルギーを地域で消費するエネルギーの地産地消や複数の施設間で電気・熱を融通するエネルギー面的利用に係る県外の先進事例の研究を進め、まちづくりの取り組みに生かしていくことに期待します。

さらに、事業所等では、高密度な電気・熱エネルギー需要が見込まれること、温室効果ガス抑制が求められること等から、ボイラー等の燃料転換を図りやすくすること等に資するインフラ整備を計画的に推進することが重要であります。

次に、奈良の省エネ・節電スタイルの推進についてであります。

東日本大震災により発生した全国的な電力逼迫状況から、省エネ・節電の機運が高まり、意識として定着してきました。今後は、エネルギーを効率的に利用するライフスタイルへの変換を目指す方向へと転換しつつ、引き続き、官民一体となって省エネ・節電の取り組みを継続することが重要であります。

中小企業が多い本県にあっては、中小企業者等が実施する省エネ設備の整備に対する補助の対象を拡大することにより、省エネ・節電対策へのさらなる支援が期待されます。

県庁におけるまほろばエコスタイルの実施をはじめとした、省エネ・節電対策の取り組みを引き続き実施するとともに、市町村への働きかけ、県民等への啓発活動により、県全体でエネルギーを大事に使うという意識がより高まっていくと考えられます。

以上が調査報告書の概要であります。

最後に、本委員会に付託された事件は、県の政策課題の一つである「くらしの向上」に位置づけられており、重要かつ広範囲にわたるものであり、本委員会において活発な調査を進めてきました。

奈良の特性を生かしたエネルギー政策の推進に当たっては、国の動向も踏まえながらも、本県の地域特性に鑑みて、地方創生の実現に向けた、地域資源を最大限活用した、地域力向上の取り組みが強く求められます。また、大規模災害が懸念される中、大規模停電発生時に必要な電力等を確保できる体制を確立するための取り組みにより、安全・安心なまちづくりを推進することが必要であります。

さらに、エネルギーのさらなる有効利用に向け、家庭・事業所等における熱・未利用エネルギーの利活用、エネルギーの地産地消・面的利用を支援するとともに、県市町村の各種施設への分散型システムを率先して導入する必要があります。

加えて、奈良の省エネ・節電スタイルを推進するため、啓発活動等の継続的な実施により、家庭、事業者、地域が一体となって省エネ・節電に取り組む意識醸成が重要であります。

以上により、本委員会の調査は終結しますが、奈良の特性を生かしたエネルギー政策については、分散型エネルギーの推進と地域へのエネルギーの安定供給に向けて、県の役割をしっかりと認識し、リーダーシップを発揮するとともに、地域資源を生かし、創意工夫を凝らした施策を行うなど、引き続きエネルギー政策の推進に努められたいことを強く要望いたします。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、観光振興対策特別委員長の報告を求めます。――六番松本宗弘議員。

◆六番（松本宗弘） （登壇）観光振興対策特別委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります。その調査結果の概要について申し上げます。

本委員会は、記紀・万葉プロジェクトの推進においては、観光情報発信の充実及び市町村との連携促進の視点で、また、にぎわい交流の拠点整備の推進においては、奈良公園周辺整備、平城宮跡歴史公園整備、宿泊施設の充実及び外国人観光客の誘致についての視点で調査を行ってまいりました。

その調査結果については、県の人口減少が進む中、観光振興は、地域活性化の有効な手段ともなり得ることから、記紀・万葉に代表される奈良県特有の歴史素材を活用するとともに、来訪者に奈良の魅力をアピールするため、奈良公園や平城宮跡歴史公園などを一体的に整備し、にぎわいを創出するなど、本県が有する多くの魅力を最大限に活用した歴史とにぎわい創出による観光振興に関することについて、次のとおり取りまとめました。

まず、記紀・万葉プロジェクトの推進についてであります。

観光情報発信の充実については、多くの観光客に奈良を訪れていただけるよう、県内各地で開催される記紀・万葉ゆかりのイベントPRの強化や、なら記紀・万葉名所図会などの積極的な活用により、記紀・万葉ゆかりの地のすばらしさを発信していくことが必要であります。

県では、さまざまな公式観光ガイドアプリを開発、運用されていますが、できるだけ多くの方に利用してもらい、奈良県内の周遊観光促進に資するツールとなるような仕掛けを検討するとともに、ホームページによる観光情報発信についても、各サイトの位置づけを明確にして作成することが必要であります。

また、外国人観光客に対しても、積極的な情報発信を展開することが必要であります。

市町村との連携促進については、県の中南部・東部地域は、記紀・万葉の主な舞台の中心となる地域が存在し、日本の始まりの地であるという魅力をより深く感じることができるとともに、その魅力を効果的に発信することに努めていく必要があります。

さらに、県は、本県の特色を生かした取り組みを市町村や民間団体とともに継続して実施し、その連携の強化を図っていく必要があります。

また、現在月曜日が休館日となっている県の観光施設では、県外から来られた方が土曜日、日曜日に引き続いて県内各地を観光してもらえるように、県が率先して開館を進めていくとともに、市町村や関係機関に対しても対応の検討を促すことが重要であります。

次に、にぎわい交流の拠点整備の推進についてであります。

まず、奈良公園周辺整備については、豊かな自然環境や世界遺産をはじめとする歴史的文化財、またこれらが融合した独特の風致景観を享受できる奈良公園の魅力を一層活用することが求められています。

県では、大仏殿交差点までの歩道整備を行うなど奈良公園周辺整備に取り組まれています。

また、渋滞対策として（仮称）登大路バスターミナルを設置するとともに、パークアンドバスライドの効果もより発揮させることが求められています。

このほか、奈良公園内を自転車で移動する観光客のために、駐輪場の整備などを進める必要があります。

さらに、Wi-Fi利用環境の認知度を高めるとともに、利用状況等の情報を活用した取り組みを検討する必要があります。

平城宮跡歴史公園整備については、往時の平城宮・平城京の姿を知り、奈良時代を今に感じる空間づくりや、来訪者が平城宮跡に期待や余韻を感じ、楽しみながら快適に過ごせるよう整備に取り組まれています。平成三十年春の開園に向けて、交通ターミナル、観光交流拠点施設の整備が進められています。

「奈良大立山まつり」では、県内外から多くの観光客が訪れていますが、オフシーズン対策として継続し、県内での宿泊増加につなげていくためには、事業の効果を十分検証し、県内各地への誘客につなげる必要があります。

また、「阿倍仲麻呂“遣唐”一三〇〇年記念プロジェクト」では、動画の閲覧回数を一層ふやすため、効果的にアピールする方法を検討することが必要であります。

宿泊施設の充実については、県では、既存宿泊施設の増・改築及び設備の設置や宿泊施設の創業・開業への支援など各種施策を実施していますが、各市町村の宿泊施設の誘致に対してさらに支援するとともに、宿泊施設の基盤の充実に向けて取り組む必要があります。

また、奈良市中心部に位置する県有地を利活用し、官民複合的に事業を展開するにぎわいと交流の拠点整備事業に取り組んでおり、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成三十二年のまちびらきを目指して整備を進められていますが、より効果的な誘客を図るために十分な周知を行う必要があります。

さらに、中南部・東部地域への宿泊客の増加を図るため、バラエティー豊かな宿泊施設の充実に向けた取り組みを検討する必要があります。

外国人観光客の誘致については、外国人観光客は、日本独自の文化や芸術を体験することを求めて日本を訪れることが多いと考えられることから、そのニーズに対応できるように環境を整備することが重要であります。

県では、奈良県外国人観光客交流館（猿沢イン）をオープンしましたが、さらに利用をふやしていくために、本格的な日本文化を体験できるサービスを検討し、充実させていく必要があります。

また、外国人観光客の満足度の向上を図るため、さまざまな観点から多言語化を充実するための取り組みが必要であります。

さらに、外国人観光客が快適に県内各地をめぐることができるように、寺社仏閣を含め観光地においてクレジットカード決済等キャッシュレスで観光できる環境の整備を検討する必要があります。

以上が調査報告書の概要であります。

最後に、県では、「観光の振興」について、「経済の活性化」に向けた取り組みの一つとして取り組まれており、日本の始まりの地である奈良県が有する豊かな文化的・歴史的遺産について、観光資源としての魅力をさらに向上させ、ゆっくりじっくり楽しめる観光県を目指して、奈良県の強みを十分に発揮した施策を積極的に展開することが求められています。

また、東京オリンピック・パラリンピック開催の好機を存分に生かすよう、県がリーダーシップを発揮して市町村や関係機関との連携強化を図りながら、地域の活性化につながる取り組みを支援するとともに、滞在型観光地としての魅力向上に取り組むなど、歴史とにぎわい創出による観光振興に一層努められたいことを強く要請するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、少子化対策・女性の活躍促進特別委員長の報告を求めます。
――三十七番粒谷友示議員。

◆三十七番（粒谷友示） （登壇） 少子化対策・女性の活躍促進特別委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります。その調査結果の概要について申し上げます。

本委員会は、少子化対策の強化、子育て支援の充実、児童虐待防止対策の充実、子どもの貧困対策の充実、女性活躍の促進及び若者の就労支援の充実について、調査を行ってまいりました。

社会全体で、結婚、妊娠・出産から子育てまで切れ目なく支援する環境づくりを進め、男女ともに、ライフステージの各段階で、多様な選択肢の中からみずからの道を選択できる社会を実現し、奈良県の女性が輝き活躍することができるように少子化対策・女性の活躍促進を総合的に取り組む観点から、次のとおり取りまとめました。

まず、少子化対策の強化についてであります。

厚生労働省「平成二十七年人口動態統計」（確定数）では、本県の平成二十七年の合計特殊出生率は一・三八で、前年より〇・一一ポイント上昇し、全国順位は四十五位から四十一位に上昇していますが、合計特殊出生率は、経済的要因や、子育ての負担感の問題、女性の働く環境や生活の環境等、多様な要素が絡み合っているため、上昇した要因の特定は難しい状況であります。

合計特殊出生率の上昇には、長期的な計画を立て、効果があらわれる施策を年々積み上げることが大切であります。したがって、奈良県の次代を担う親を育成するため、若者が自身のライフスタイルを描くことを支援する事業を、市町村が主体的に取り組むように、県内で推進していくことが必要であります。

次に、子育て支援の充実についてであります。

保育所の待機児童については、保育所の整備などにより定員はふえていますが、依然として待機児童が発生しており、さらなる解消方策として、保育所・幼稚園から認定こども園への移行、小規模保育事業の導入など、各市町村の実情に応じた対策が検討されています。

保育所の定員をふやしても待機児童の解消には至っていない理由については、保育所の整備により潜在的待機児童が引き出されること、必要な保育士が確保できないことなどが考えられます。今後ますます女性の社会進出が増加すると思われることから、潜在的な保育ニーズも見通して、定員を確保していかなければなりません。

さらに、保育士の給与が低いことなどにより、保育士のなり手が少ないほか、臨時職員が正規職員と同一労働をしているにもかかわらず賃金格差が生じている場合もあり、保育士の待遇改善は重要課題であります。

また、高校授業料への支援について、各都道府県では収入に応じた独自の授業料減免制度を実施していますが、地域間の格差が広がっています。本県でも、平成二十八年十二月議会で請願第二号「高等学校等の無償化に関する請願書」が採択されたところであり、国

公立高校と同様に私立の高校や高等専修学校についても、みずからの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障することが重要であります。

子どもの医療費助成は、窓口での負担が少なく医療が受けられるよう、まずは未就学児について現物給付方式の導入を検討し、将来的には小学生・中学生への現物給付方式の導入の検討なども課題であります。

次に、児童虐待防止対策の充実についてであります。

児童虐待の対応件数は、近年増加しており、本県でも、県、市町村ともに、児童虐待に対応するための専門的なノウハウを持った専門職の配置が、十分には追いついていない状況であります。児童虐待は複雑化・多様化していることから、児童福祉司等専門職の配置を充実させることをはじめ、専門性の強化や、市町村との役割分担を明確化して漏れのない対応を確保することなど、こども家庭相談センターのさらなる体制強化・機能強化を図り、虐待リスクを早期発見し、妊娠期からの切れ目ない支援を充実させることが必要であります。

県では、県警察職員を配置するなど、こども家庭相談センターの機能強化に取り組んでいるところであります。なお、平成二十八年の児童福祉法等の改正で、児童の安全を確保するため初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村やこども家庭相談センターの体制や権限の強化が図られることとなりました。県でも児童福祉司の増員採用を始めていますが、引き続きこども家庭相談センターの体制・機能強化を図る必要があります。

次に、子どもの貧困対策の充実についてであります。

県では、「経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画」を策定し、生活保護、就学援助等生活困窮世帯の子ども、ひとり親世帯で経済的困難を抱える子どもなど、置かれた状況により、それぞれが抱えている課題の解決に向けた取り組みを進めています。

具体的には、学習ボランティアや地域と協働した体験活動による学習支援や学びの場、安心な居場所を提供する事業を実施しています。また、児童養護施設を退所し、大学等に進学する児童に、卒業後の一定期間の就業を条件に、返還が免除となる生活費等の貸付事業を始めています。

また、同じひとり親の家庭でも、結婚歴の有無によって税金の負担額が変わるなど差が生じている実態があります。未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用を行っている市町村もありますが、ばらつきがあるので、県内の実態、全国の実態を調査して、問題解決のために、国への働きかけをはじめ、県内市町村レベルでの取り組みが広がるよう県のリーダーシップを強める必要があります。

経済的困難及び社会生活上の困難を抱えた子どもがその才能や希望を実現できないまま終わってしまうことがないように、子どもの貧困対策を今後も着実に実施し、市町村とも連携しながら、計画を進めることが重要であります。

次に、女性活躍の促進についてであります。

本県の女性の就業率は、平成二十七年の過去五年間の伸び率は全国五位であるものの、依然全国最下位であります。背景には、固定的性別役割分担意識を持つ人が男女ともに全国平均より多く、身近なところでの働く場、柔軟な働き方ができる職場が少ない現状があります。

本県では、女性が長期間就労を継続できる環境を整えることと、結婚や出産等で離職しても希望する時期に再就職できるように支援することが大きな課題であります。

また、就労を希望する女性の希望がかなうよう、就職のマッチングや、起業支援等の女性のスキルアップ、就職相談・情報提供の充実などに取り組むことが重要であります。

女性が希望する多様な働き方を実現させることにより、女性が能力を十分に発揮できることとなります。女性の就労拡大には、子育てと仕事を両立できる職場環境を推進していくことが重要であります。そのほか、女性は家庭にいるべきという意識が根強いと思われるので、県が市町村や企業と連携した取り組みを進めることにより、女性の活躍を社会全体で応援する機運を高める必要があります。

次に、若者の就労支援の充実についてであります。

県では、若者の就労支援として、ならジョブカフェにおける就業相談から県無料職業紹介所における職業紹介まで一貫した支援を行っているほか、職場への定着支援の取り組みを実施しています。

平成二十八年三月に設置した奈良県働き方改革推進協議会において、奈良労働局と連携して、県内の労使関係者における、若者、非正規雇用者等の労働環境及び処遇の改善に向けた機運を高めるよう取り組んでいます。

なお、若者の未婚率が高いことの対策としては、第一に経済的安定を図り、結婚を希望する若者を積極的に応援することが必要であります。企業が非正規雇用から正規雇用へと処遇改善を行うことに対する支援をするなど、若者の雇用の安定と所得の向上を図り、特に、子どもを育てる世代の所得アップにつなげていくことも必要であります。

以上が調査報告書の概要であります。

最後に、本委員会に付託された事件は、県政の重要課題である「くらしの向上」における「少子化対策・女性の活躍促進」に位置づけられています。少子化は、若い女性の数の減少に加え、未婚・晩婚化、これに伴う晩産化が大きな要因であり、非正規雇用の増加など、若者が経済的に安定していないことが、結婚しにくく、理想の子ども数を持ちにくい原因となっています。結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援、またこれらを社会全体で支えることを基本に、着実に施策を進めることが重要であります。

また、女性の活躍では、意識の改革や、男女ともに働き方の見直し、女性が活躍できる分野の拡大などが重要であります。結婚や子育て、就労に関し、悩んだり困っている人を支援するとともに、子どもたちが健やかに成長していける環境をつくることが行政の責務であるため、優先して予算を計上し、執行をすべきであることを十分認識するよう強く要請するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、病院を核としたまちづくり推進特別委員長の報告を求めます。

――四十一番山村幸穂議員。

◆四十一番（山村幸穂） （登壇）病院を核としたまちづくり推進特別委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります。その調査結果の概要について申し上げます。

本委員会は、県立医科大学附属病院の周辺整備、新奈良県総合医療センターの周辺整備、奈良県総合医療センター跡地の整備、以上三つの視点で調査を行ってまいりました。

その調査結果については、今後の高齢社会を見据えた健康長寿のまちづくりに向けて、医療と介護が連携し、地域住民が安心して暮らすことができるまちづくりを行う観点から、取りまとめることといたしました。

まず、県立医科大学附属病院の周辺整備についてであります。

新キャンパスについては、平成三十三年中のオープンを目指しているとのことですが、教育・研究部門を円滑に移転できるよう新キャンパスの整備に努める必要があります。また、移転に伴い整備される図書館、運動施設等については、地域住民に開放するなど、地域に開かれたキャンパスづくりも必要であります。

また、教育・研究部門等移転後の跡地活用についてですが、県内唯一の特定機能病院である医大附属病院におきましては、時代に即応した高度先進医療の提供が必要であり、病院の整備計画を策定の上、今後の医療需要の変化に対応できる施設の整備に努める必要があります。

次に、新奈良県総合医療センターの周辺整備についてであります。

新奈良県総合医療センターは、平成三十年春の開院を目指して、現在の奈良市平松地区から七条西町地区への移転整備が進められています。

新奈良県総合医療センターへのアクセス道路につきましては、広域的なアクセス確保の観点から、都市計画道路城廻り線、県道枚方大和郡山線の柳町工区、中町工区、都市計画道路石木城線の四力所において整備が進められていますが、建設の状況や見通しについて、住民が不安を抱かないように工夫する必要があります。また、新奈良県総合医療センター東側からのアクセス道路の確保については、奈良市の事業として実施されており、奈良県も財政的な支援を行っているところですが、周辺の道路整備及び安全対策を進め、西ノ京駅からのアクセス道路となる市道については、開院までにでき上がるように奈良県も積極的に関与する必要があります。

新奈良県総合医療センターへのバス路線の確保については、来院される方の利便性を考え、新奈良県総合医療センター周辺と最寄り駅を結ぶ既存バス路線の活用を基本として検討を進められてきましたが、利用者のニーズを把握し、さらに検討する必要があります。

西の京県有地活用事業については、「地域交流」というコンセプトに基づき、地域住民の意向を十分に反映できるよう、公募により決定した事業者と調整する必要があります。

次に、奈良県総合医療センター跡地の整備についてであります。

移転後の奈良県総合医療センターの跡地を利用したまちづくりについては、高齢者等が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、医療、介護、生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムのまちづくりを進めることが必要であります。今後も、当該地域におけるまちづくりに関する基本構想の策定に向け、県と市が一体となってさらに検討を進める必要があります。

以上が調査報告書の概要であります。

今回、本委員会に付託された事件は、奈良県の県政課題である「くらしの向上」における「くらしやすいまちづくり」に位置づけられています。県では、県立医科大学の教育・研究部門の移転に伴う周辺まちづくりと、新奈良県総合医療センター整備に伴う周辺及び跡地の利活用について、住みなれた地域で安心して住み続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を中心として、地域における医療及び介護の一体的、体系的な整備を進めることとしています。

そこで、県立医科大学附属病院の周辺整備に当たっては、医大の将来を見据えた大学・病院のあり方、新キャンパスの用地取得、新駅設置の検討などについて、また、新奈良県総合医療センターの周辺整備に当たっては、西の京県有地活用事業における事業者との調整、新病院へのアクセスにおける歩行者等の安全の確保やバス路線の確保などについて、まちづくりの推進についてはその途上であることから、住みなれた地域で安心して住み続けられるよう、それぞれの地域の実情に応じたまちづくりを進められたいことを強く要請するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、南部・東部地域振興対策特別委員長の報告を求めます。――三十八番秋本登志嗣議員。

◆三十八番（秋本登志嗣） （登壇）南部・東部地域振興対策特別委員会における調査の経過及び結果につきましては、お手元に配付されております調査報告書のとおりであります。その調査結果の概要について申し上げます。

南部・東部地域は、紀伊半島大水害発生後、復旧・復興を早期に実現するための各種施策が行われてきましたが、平成二十七年度より、復旧・復興から地域振興という新たなステージへと移行させ、訪れてみたくなる地域づくり（交流の促進）、住み続けられる地域づくり（定住の促進）について鋭意取り組みが実施されています。

しかし、依然として急速な高齢化とともに、若年層を中心とする人口流出に歯どめがかかっていないという現状を踏まえ、次のとおり取りまとめました。

まず、観光振興についてであります。

魅力的な地域資源を持つ南部・東部地域への誘客のため、旅行雑誌やスマートフォンアプリなどによる情報発信やイベント実施、民間企業と連携した旅行商品の造成やキャッシュバックキャンペーンなどにより観光客や宿泊客は増加傾向にあります。

さらなる観光客の増加に向けて、情報発信を強化するために、ガイドブックの作成や個々の事業者によるインターネットを活用したPRを支援する取り組みも必要です。また、宿泊客の増加に向けては、ホテルや旅館などの業態にとらわれることなく、農林業を体験できる農家民宿・民泊サービスなど宿泊施設へのきめ細かな支援が望まれます。

次に、農林業の振興についてであります。

林業の振興においては、A材・B材・C材全てを出して使うことを念頭に組み立てられている各種施策に加えて、もうかる林業を推進するために、木材搬出コストを低減させるためのさらなる施策が必要であります。また、新たな販路開拓に向けて、現在は吉野から搬出される木材は一般に吉野材と銘打っていますが、十津川の木材は十津川材と銘打つといった取り組みも効果的であると考えられ、このような取り組みによる林業の活性化は過疎化を防ぐ観点からの相乗効果も見込むことができます。

一方、森林の適切な保全のため森林環境税を利用した施業放置林の整備が進められていますが、整備計画を明確にするとともに、森林所有者に対して適切な整備を進める働きかけにも努める必要があります。

農業の振興においては、鳥獣被害が発生していることから、ニホンジカやイノシシの生息頭数の適正化に向けた効果的な捕獲が必要であるとともに、農作物を守るための侵入防止柵の設置について、据えつけ費用を含めた支援が望まれます。また、「ならジビエ」をPRする取り組みは、ならジビエ料理の普及・促進と有害鳥獣の捕獲拡大との相乗効果が期待されます。

また、地域の気候等を生かして、例えば曽爾高原では高原野菜や地ビールがつくられています。これらの農産物や加工品の情報発信や販路拡大の取り組みが必要であります。

次に、教育の充実についてであります。

教育・子育ての充実を図るためICTを活用して小規模校における協働学習が実施されるとともに、全国屈指の成績を上げている御所実業高等学校のラグビー部や榛生昇陽高等学校の自転車競技部など、部活動の強化を図るため全国募集の入学選抜試験を実施している高等学校へは、部活動を充実させるために備品等の整備が進められています。

しかし、南部・東部地域の一学級当たりの児童・生徒数が減少している状況を踏まえ、小学校における複式学級の編制に当たっての本県独自の基準を見直すなど、複式学級の解消に努めるとともに、やむを得ず複式学級が生じる場合には授業を工夫するなどにより教育の充実に努める必要があります。加えて、県立高校の定数についても、人口に比例した配分をするだけでなく、南部・東部地域の振興を視野に入れた取り組みが望まれます。

次に、災害対策についてであります。

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域については、平成三十年度までに調査完了、平成三十一年度の指定完了を目途として取り組みが行われています。指定に向けた進捗状況についての住民への周知と指定の加速化に努める必要があります。さらに、奈良県深層崩壊マップを活用し、土砂災害地域防災マップづくりの取り組みを展開することによ

り、地域防災力の向上が図られるよう、引き続き関係市町村との連携・協働の推進が望まれます。

また、道路及び河川の防災対策としては、道路法面崩落の予兆を捉える点検体制を一層充実するとともに、河川が氾濫した場合の被害をシミュレーションした上での対策を行うことが有効であります。なお、復旧工事箇所が後日の豪雨で再度被災した事例があることから、手戻りが生じないような施工方法の検討も必要です。

次に、道路整備についてであります。

紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道一六八号、国道一六九号は、大規模災害時における地域の孤立を防ぎ、救命・救急活動や緊急物資輸送ルートを確保するための命の道であるため、費用対効果による観点だけでなく、防災や交通安全の観点からも必要性・緊急性等を十分考慮しながら、真に必要な整備を着実に進める必要があります。

現在、県や国土交通省により南部・東部地域における道路整備が進められているものの、本県の中でも整備がおこなわれていることは否めないことから、国への積極的な働きかけを行い、整備の加速化を図ることが必要であります。

次に、南部地域の県出先機関は、旧五條高校跡地と大淀病院跡地に再配置が進められていますが、再配置に当たっては、現在の利用者に不便にならないよう配慮するとともに、県出先機関移転後の跡地については有効活用の方策を検討することが必要であります。

終わりに、現在、本県においては、南部振興基本計画及び東部振興基本計画の達成に向けて、部局横断的にさまざまな施策が推進されており、観光客が増加するなど、活性化に向けた効果があらわれつつありますが、さらなる振興に向けた取り組みが必要であります。

本県議会においても、南部振興議員連盟を組織し、県・関係市町村等との意見交換の場を持つとともに積極的な要望活動を実施しており、南部・東部地域の振興を図るためには、今後も同議員連盟や県・関係市町村等との協調した取り組みが不可欠であります。

また、明治二十二年に発生した十津川大水害で被災した人々が団体移住し、開拓をした北海道新十津川町と縁の深い本県十津川村とで盛んな交流が行われておりますが、この交流がさらに深まり双方のまちおこしにつながることも望まれます。

以上により、本委員会の調査は終結しますが、引き続き、地域住民の切実な意見を反映し、実効性のある施策を実現されるべくさまざまな角度から検証・調査を進めていくことが必要であること、また、南部・東部地域の活性化を図るため、引き続きソフト・ハードの両面からの施策が推進されることを要請するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（川口正志） ただいまの特別委員長報告をもって、各特別委員会の調査を終了します。

○議長（川口正志） 次に、三十番宮本次郎議員より、意見書第六号、奈良少年刑務所（旧奈良監獄）の整備活用に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、宮本次郎議員に趣旨弁明を求めます。――三十番宮本次郎議員。

◆三十番（宮本次郎） （登壇）意見書第六号、奈良少年刑務所（旧奈良監獄）の整備活用に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第六号

奈良少年刑務所（旧奈良監獄）の整備活用に関する意見書（案）

今年三月末をもって閉鎖された奈良少年刑務所の建造物は、一九〇八年（明治四十一年）に奈良監獄として建てられたものです。これは明治時代、国が監獄施設の近代化をめざして建てた全国の「五大監獄」（奈良、千葉、長崎、鹿児島、金沢）の一つで、施設がほぼ完存している唯一の建造物群です。

同建造物は、著名な建築家・山下啓次郎氏が設計した洋風の重厚な造りが特徴で、使用されたレンガはすべて当時の受刑者が木津川のほとりのレンガ工場で焼いた「手作りレンガ」といわれており、独特の風合いがあります。奈良県教育委員会が二〇一四年にまとめた「奈良県近代化遺産総合調査報告書」によると、「竣工時の様態をよく残している。日本の近代化の一側面を示す遺構として貴重である。」と評価されており、今年二月に国の重要文化財に指定されました。

旧奈良監獄は百年以上にわたりその役割を果たしてきましたが、戦前の時期には、平和と民主主義を求めた人々も収監された歴史があり、その歴史を風化させずに後世に語り継ぐことは意義深いことではないでしょうか。

法務省は同施設の耐震改修・史料館運営・付帯業務等を内容とする「旧奈良監獄保存活用事業」を発表し、五月十六日、同事業の優先交渉権者にソーラーホテルズアンドリゾートを代表企業とする「ソーレグループ」を選定しました。史料館が併設された「監獄ホテル」計画として注目を集めています。史料館の展示内容を充実したものにするためには、文化遺産としての建造物の値打ちとともに、歴史的な経過を示すことが大切ではないでしょうか。

政府におかれましては、同施設の整備活用にあたって、事業者に対し歴史展示に資する情報を提供することを求めます。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年七月三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（川口正志） 三番猪奥美里議員。

◆三番（猪奥美里） ただいま宮本次郎議員から提案されました意見書第六号、奈良少年刑務所（旧奈良監獄）の整備活用に関する意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（川口正志） 二十番阪口保議員。

◆二十番（阪口保） ただいま宮本次郎議員から提案されました意見書第六号、奈良少年刑務所（旧奈良監獄）の整備活用に関する意見書（案）に賛成します。

○議長（川口正志） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第六号については、三十番宮本次郎議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（川口正志） 次に、三十一番和田恵治議員より、意見書第七号、ライドシェアの導入に反対し、安心・安全のタクシーを求める意見書決議方の動議が提出されましたので、和田恵治議員に趣旨弁明を求めます。――三十一番和田恵治議員。

◆三十一番（和田恵治） （登壇）意見書第七号、ライドシェアの導入に反対し、安心・安全のタクシーを求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

なお、声がかすれておりますので、お聞き苦しい点はご容赦願います。

意見書第七号

ライドシェアの導入に反対し、安心・安全のタクシーを求める意見書（案）

政府は、昨年七月、内閣官房ＩＴ総合戦略室長の下に、「シェアリングエコノミー検討会議」を設置し、十一月に中間報告をまとめた。そして「規制改革推進会議」も、「需給の構造変化を踏まえた移動・輸送サービス活性化のための環境整備について」をテーマに、一般のドライバーが料金をとつて自家用車で利用客を送迎するいわゆるライドシェアの導入に向けた議論を進めている。

ライドシェアは、道路運送法で禁止されてきた「白タク」を合法化するものであり、①二種免許や運行管理も不要とされ、利用者の安全・安心が脅かされること、②地域公共交通を弱体化し、既存のタクシー事業を崩壊させる、③公共交通ではないことから、需給状況によっては運賃が変動すること、④二十四時間稼働の保証がなく、夜間の利用で特に女性・高齢者は利用しづらくなること、⑤事業主体（プラットフォーム）は一切運送に関する責任は持たず当事者間での解決となることなど多くの問題点がある。

また、ライドシェアは、Ｕｂｅｒ（ウーバー）などの配車アプリサービスを利用するが、事故の補償、暴力や暴行事件、運送対価のトラブルなど運転手と利用者間の問題があり、さらにウーバーに登録している運転手がウーバー社に対して雇用関係の有無や地位確認などで集団訴訟を起こしている問題もある。多くの問題点を有するライドシェアが無秩序

に容認されれば、経済合理性に過度に重きを置いた経営などにより、利用者の安全が担保されない事態が常態化するおそれは否めない。

また、ウーバーは、欧米や中国などを中心に急拡大しているが、サンフランシスコでは地域最大のタクシー会社「イエローキャブ」が倒産に追い込まれている。ライドシェアが日本全国に普及すれば、タクシーの産業基盤が奪われるにとどまらず、路線バスや鉄道を含めた地域公共交通の存立を脅かすこととなっていくのは明白である。

タクシーは、介護や通院、買い物の足など、地域生活には欠かせない「ドア・ツー・ドアの公共交通機関」であり、市民等にとって安心・安全で快適・便利な交通機関として、日常生活や地域の経済活動を支える役割を担っており、高齢化社会が進む中、タクシーへの期待も高まっている。世界一のサービスと安心・安全を標榜する日本のタクシーの現状を見れば、ライドシェアを導入するのではなく、国際的に良質で安全なタクシーをこれからも守っていく観点が大事である。

よって、国会及び政府におかれては、次の措置を講じられるよう強く要請する。

一 市民の安心・安全に極めて大きな懸念のあるライドシェアを導入しないこと。

二 公共交通の役割を担っているタクシーが、より安心・安全で快適・便利な交通機関として利用することができるよう、改正タクシー特措法によるタクシー事業の適正化・活性化をはじめ必要な諸施策を講ずること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年七月三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（川口正志） 五番川口延良議員。

◆五番（川口延良） ただいま和田恵治議員から提案されました意見書第七号、ライドシェアの導入に反対し、安心・安全のタクシーを求める意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（川口正志） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） ただいま和田恵治議員から提案されました意見書第七号、ライドシェアの導入に反対し、安心・安全のタクシーを求める意見書（案）に賛成します。

○議長（川口正志） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第七号については、三十一番和田恵治議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（川口正志） 次に、十三番森山賀文議員より、意見書第八号、北朝鮮による核・ミサイル問題の解決を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、森山賀文議員に趣旨弁明を求めます。――十三番森山賀文議員。

◆十三番（森山賀文） （登壇）意見書第八号、北朝鮮による核・ミサイル問題の解決を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第八号

北朝鮮による核・ミサイル問題の解決を求める意見書（案）

北朝鮮は、国際社会からの自制を求める声を無視し、過去五回の核実験を行い、弾道ミサイルの発射を頻繁に繰り返しています。特に最近は、潜水艦発射型や長距離弾などミサイル開発を加速させており、北朝鮮の脅威は新たな段階に入ったと言わざるを得ません。

累次の国連安保理決議に反する北朝鮮の核・ミサイル開発は、我が国をはじめとする東アジア地域、そして国際社会全体の平和と安全に対する重大な脅威、挑戦です。周辺空域・海域の航空機、船舶にも深刻な危険をもたらしており、断じて認められません。北朝鮮に対して厳重に抗議し、強く非難します。

他方、政府は、北朝鮮の度重なる暴挙に対し、有効な手立てを講じているとは言えません。政府は、北朝鮮に対する圧力を強めて核・ミサイル開発を断念させるとともに、朝鮮半島において軍事衝突が生じることがないように、日本外交の総力を挙げなければなりません。

まずは、北朝鮮に対する各種制裁の実効性を更に高めるため、日米韓の緊密な連携のもと、中国、ロシアをはじめ関係国への働きかけを一層強めるべきです。特に、日中、日韓の首脳レベルでの迅速かつ緊密なコミュニケーションが極めて重要であり、強い危機感を持って、更なる外交努力を尽くすよう政府に求めます。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年七月三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（川口正志） 二十三番安井宏一議員。

◆二十三番（安井宏一） ただいま森山賀文議員から提案されました意見書第八号、北朝鮮による核・ミサイル問題の解決を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（川口正志） 二十九番太田敦議員。

◆二十九番（太田敦） ただいま森山賀文議員から提案されました意見書第八号、北朝鮮による核・ミサイル問題の解決を求める意見書（案）に賛成いたします。

○議長（川口正志） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第八号については、十三番森山賀文議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長(川口正志) 次に、十一番田中惟允議員より、意見書第九号、「森林環境税(仮称)」の早期創設を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、田中惟允議員に趣旨弁明を求めます。――十一番田中惟允議員。

◆十一番(田中惟允) (登壇) 意見書第九号、「森林環境税(仮称)」の早期創設を求める意見書(案)につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第九号

「森林環境税(仮称)」の早期創設を求める意見書(案)

我が国の森林は国土の七割を占め、国土保全、水源のかん養、地球温暖化防止等多面的な機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。これらの機能を十全に果たすためには、間伐などの森林整備を着実に実施する必要がある。

森林整備のための財源については、現在、政府において、市町村主体の新たな森林整備を進める財源としての「森林環境税(仮称)」の創設に向けて検討が進められているところであるが、森林整備を進めていくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

以上のことから、次の事項の実現を強く要請する。

森林の持つ多面的機能の恩恵を広く国民全体が享受していることに鑑み、市町村が継続的に森林の整備・保全に取り組めるよう、安定財源の確保に向けて森林環境税(仮称)を早期に創設すること。その際、税を活用した森林整備等が円滑に進められるよう、市町村の体制の整備だけではなく広域的な森林環境管理体制の構築のために県が役割を発揮できるような仕組みとすること。また、県の超過課税との関係を明確化すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年七月三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長(川口正志) 十四番大国正博議員。

◆十四番(大国正博) ただいま田中惟允議員から提案されました意見書第九号、「森林環境税(仮称)」の早期創設を求める意見書(案)に賛成します。

○議長(川口正志) 三十二番山本進章議員。

◆三十二番（山本進章） ただいま田中惟允議員から提案されました意見書第九号、「森林環境税（仮称）」の早期創設を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（川口正志） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第九号については、十一番田中惟允議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（川口正志） 次に、四番山中益敏議員より、意見書第十号、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、山中益敏議員に趣旨弁明を求めます。――四番山中益敏議員。

◆四番（山中益敏） （登壇）意見書第十号、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十号

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）

二〇一三年の厚生労働省研究班の調査で、国内のアルコール依存症患者が約百九万人、ギャンブル依存症の疑いがある人が約五百三十六万人にも上るとの報告がなされた。依存症は、自己破産や家庭崩壊、犯罪や自殺といった悲惨な結果につながることもあるにも関わらず、政府はその実態を十分に把握してこなかった。また、昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の附帯決議においても、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年三月には論点整理を発表したところである。

政府においては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むことを強く求める。

一 三月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。

二 アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取り組みと合わせ、さらに依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年七月三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位の賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（川口正志） 一番亀田忠彦議員。

◆一番（亀田忠彦） ただいま山中益敏議員から提案されました意見書第十号、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（川口正志） 八番佐藤光紀議員。

◆八番（佐藤光紀） ただいま山中益敏議員から提案されました意見書第十号、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）に賛成いたします。

○議長（川口正志） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十号については、四番山中益敏議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（川口正志） しばらく休憩します。

△午後二時五十二分休憩

△午後五時十八分再開

○議長（川口正志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事審議の都合により副議長と交代をさせていただきます。

（副議長小泉米造、議長川口正志にかわり議長席に着く）

○副議長（小泉米造） 次に、四十四番川口正志議員から議長の辞職願が提出されましたので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

四十四番川口正志議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○副議長（小泉米造） ご異議がないものと認めます。

よって、四十四番川口正志議員の議長辞職は許可することに決しました。

次に、川口正志議員のご挨拶があります。

◆四十四番（川口正志） （登壇）議長を辞任するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私、昨年の六月定例県議会におきまして、多数の議員各位のご推挙により、議長の要職につかせていただきました。この間、議員の皆様方をはじめ理事者の皆様方の温かいご支援とご協力を賜り、微力ではございますが、その大任を果たすことができたと思っております。厚く御礼を申し上げる次第です。

今後とも、県勢発展のため努力してまいりたいと存じております。これまで同様、ご指導ご鞭撻をお願い申し上げ、簡単ではございますが、辞任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（小泉米造）　ただいまより議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は、投票によることとします。

次に、会議規則第二十四条の規定により議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

なお、ただいまの出席議員数は四十三人であります。

次に、投票点検のため、

一番　　亀田忠彦議員

十六番　西川　均議員

十八番　清水　勉議員

の三人を立会人に指名します。

被指名人にご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方からご投票願います。

（立会人投票）

次に、二番池田慎久議員から、順次ご投票願います。

（各議員投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検を願います。

(投票点検)

投票人員四十三人、投票総数四十三票、符合しております。

開票します。

(開票)

開票の結果を報告します。

投票総数四十三票、有効投票四十一票、白票二票。

有効投票のうち

岩田国夫議員	十九票
国中憲治議員	十票
山村幸穂議員	五票
田尻 匠議員	四票
岡 史朗議員	三票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は十一票です。したがって、岩田国夫議員が議長に当選されました。(拍手)

これをもって議長選挙を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

次に、ただいまご当選の岩田国夫議員から就任のご挨拶があります。

◆二十七番(岩田国夫) (登壇) 議長就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

このたび、多数の議員各位のご支持により、議長に選出していただき、誠に光栄に存じますとともに、職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。

この上は、微力ではございますが、県政の進展と円滑な議会運営のため、最善の努力をしてまいる所存でございます。議員の皆様並びに知事をはじめ理事者の皆様方には、何とぞ格別のご指導とご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

(議長岩田国夫、副議長小泉米造にかわり議長席に着く)

○議長(岩田国夫) 次に、三十九番小泉米造議員から副議長の辞職願が提出されましたので、この許可の件を議題といたします。

お諮りします。

三十九番小泉米造議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、三十九番小泉米造議員の副議長辞職は許可することに決しました。

次に、小泉米造議員のご挨拶があります。

◆三十九番（小泉米造） （登壇）副議長辞任に際しまして、一言ご挨拶申し上げます。

昨年六月定例県議会におきまして、多数の議員の皆様方のご推挙を賜り、副議長に選出いただきました。以来今日まで、議員の皆様方の温かいご指導ご鞭撻を賜り、また、知事をはじめ関係各位のご協力を賜り、副議長の重責を果たすことができましたこと、厚く御礼を申し上げます。簡単ではございますけれども、辞任のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（岩田国夫） ただいまより副議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は、投票によることとします。

次に、会議規則第二十四条の規定により議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

なお、ただいまの出席議員数は四十三人であります。

次に、投票点検のため、

一番 亀田忠彦議員

十六番 西川 均議員

十八番 清水 勉議員

の三人を立会人に指名します。

被指名人にご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方からご投票をお願いします。

（立会人投票）

次に、二番池田慎久議員から、順次ご投票をお願いします。

（各議員投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検をお願いします。

（投票点検）

投票人員四十三人、投票総数四十三票、符合しております。

開票します。

(開票)

開票の結果を報告します。

投票総数四十三、有効投票四十三。

有効投票のうち

松尾勇臣議員	二十一票
池田慎久議員	十票
今井光子議員	五票
森山賀文議員	四票
岡 史朗議員	三票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は十一票です。したがって、松尾勇臣議員が副議長に当選されました。(拍手)

これをもって副議長選挙を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

次に、ただいまご当選の松尾勇臣議員から就任のご挨拶があります。

◆十九番(松尾勇臣) (登壇) 副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、多数の議員の皆様のご支援により、副議長に選任いただきましたこと、身に余る光栄であり、心より感謝申し上げます。

この上は、微力ではございますが、議長の補佐役として、奈良県政の進展のために全力で任務に精励してまいり所存でございます。何とぞ、皆様の格別のご指導とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(岩田国夫) しばらく休憩します。

△午後五時五十六分休憩

△午後九時十三分再開

○議長(岩田国夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員から、それぞれ辞職願が提出されておりますので、この許可の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長、副委員長及び委員の辞職は、これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決します。

次に、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の選任を議題とします。

お諮りします。

この選任については、議長からの指名推選の方法により指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決します。

よって、常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員は、お手元に配付の委員会名簿のとおり指名します。

被指名人にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ指名のとおり選任されました。

常任委員会及び議会運営委員会委員名簿

委員会名

委員長

副委員長

委員

総務警察委員会

山本進章

山村幸穂

亀田忠彦

川田 裕

大国正博

松本宗弘

森山賀文
中野雅史

厚生委員会
奥山博康
山中益敏
佐藤光紀
小林照代
秋本登志嗣
梶川虔二

井岡正徳
荻田義雄
小泉米造

経済労働委員会
今井光子
川口延良
池田慎久
西川 均
岩田国夫

猪奥美里
松尾勇臣
和田恵治

建設委員会

乾 浩之
田尻 匠
田中惟允
太田 敦
新谷紘一
川口正志

清水 勉
国中憲治
粒谷友示

文教くらし委員会
中村 昭
中川 崇
藤野良次
阪口 保
宮本次郎
出口武男

岡 史朗
安井宏一
米田忠則

議会運営委員会
荻田義雄
大国正博
亀田忠彦
川田 裕
国中憲治

池田慎久
宮本次郎
粒谷友示

猪奥美里
山本進章

○議長（岩田国夫） 次に、議会運営委員会の閉会中の審査事件についてお諮りします。
このことについては、お手元に配付しております審査事件案のとおり、議会運営委員会に閉会中の審査を付託することとし、その期間は新たに議会運営委員会が構成されるまでとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

議会運営委員会の閉会中審査事件（案）

- 一 議会の運営に関する事項について
- 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
- 三 議長の諮問に関する事項について

○議長（岩田国夫） 次に、二十六番荻田義雄議員より、特別委員会設置の動議が提出されておりますので、荻田義雄議員に趣旨弁明を求めます。――二十六番荻田義雄議員。

◆二十六番（荻田義雄） （登壇）特別委員会の設置について、ご提案申し上げます。

県政各部門のうち、当面特に重要と考える事項について、それぞれ特別委員会を設置し、それらの事業の慎重な審議を行い、県民の負託に応えるべきであるとする次第であります。

すなわち私は、ここに、

- 一、観光力の向上に関すること、

- 二、南部・東部地域の振興に関すること、
- 三、少子化対策及び女性の活躍促進に関すること、
- 四、防災力向上及び県土の強靱化に関すること、
- 五、産業基盤の強化に関すること

の調査及び審査をするため、それぞれ

委員定数八名の「観光振興対策特別委員会」、
委員定数九名の「南部・東部地域振興対策特別委員会」、
委員定数九名の「少子化対策・女性の活躍促進特別委員会」、
委員定数八名の「防災・県土強靱化対策特別委員会」及び
委員定数九名の「産業基盤強化推進特別委員会」を、

地方自治法第百九条第一項の規定に基づいて設置し、ただいま申し述べました関係諸事業の調査及び審査を、それぞれの委員会に付託することとし、あわせて当該事業が終了するまでの間、議会閉会中といえども継続して調査及び審査できるよう議決されんことを望むものであります。

なお、各委員会の委員長、副委員長及び委員の選任は、議長よりそれぞれ指名推選の方法によることの動議を提出するものであります。

よろしく議員各位のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（岩田国夫） 八番佐藤光紀議員。

◆八番（佐藤光紀） ただいま二十六番荻田義雄議員から提出されました特別委員会に関する動議につきましては、いずれも重要な委員会でありますので、賛成いたします。

○議長（岩田国夫） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） ただいま二十六番荻田義雄議員から提出されました特別委員会に関する動議につきましては、いずれも重要な委員会でありますので、賛成いたします。

○議長（岩田国夫） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

特別委員会設置については、二十六番荻田義雄議員の動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決します。

よって、特別委員会の委員長、副委員長及び委員は、お手元に配付の特別委員会委員名簿のとおり指名します。

被指名人にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ指名のとおり選任されました。

特別委員会委員名簿

委員会名

委員長

副委員長

委員

観光振興対策特別委員会

和田恵治

亀田忠彦

池田慎久

中川 崇

乾 浩之

松本宗弘

田尻 匠

今井光子

南部・東部地域振興対策特別委員会

秋本登志嗣

太田 敦

田中惟允

岡 史朗

国中憲治

川口正志

森山賀文

松尾勇臣

新谷紘一

少子化対策・女性の活躍促進特別委員会

大国正博

佐藤光紀

川口延良

山本進章

出口武男

山村幸穂

荻田義雄

米田忠則

中村 昭

防災・県土強靱化対策特別委員会

小林照代

猪奥美里

川田 裕

奥山博康

小泉米造

井岡正徳

粒谷友示

梶川虔二

産業基盤強化推進特別委員会

西川 均

阪口 保

山中益敏

清水 勉

安井宏一

藤野良次

中野雅史

宮本次郎

○議長（岩田国夫） 次に、本日、知事から議案一件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

△財第六十四号

平成二十九年七月三日

奈良県議会議長殿

奈良県知事 荒井正吾

議案の提出について

議第五九号 監査委員の選任について

以上のとおり提出します。

△議第五九号

監査委員の選任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十六条第一項の規定により、下記の者を委員に選任したいので、その同意を求める。

平成二十九年七月三日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

田中惟允

粒谷友示

○議長（岩田国夫） 次に、平成二十九年度議案、議第五十九号を議題とします。

議案については、知事の提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

（被選任予定者退場）

平成二十九年度議案、議第五十九号「監査委員の選任について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

（被選任者入室着席）

○議長（岩田国夫） 次に、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十五条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さよう決します。

△議員派遣の件

平成二十九年七月三日

次のとおり議員を派遣します。

一 第十一回紀伊半島三県議会交流会議

（一）目的

和歌山県・三重県・奈良県の三県に共通する「紀伊半島振興地域に係る諸課題」について意見交換を行うとともに、当該振興地域に関係する三県議会議員の交流を深めることを目的とする。

（二）場所

ホテル浦島

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町一一六五 - 二

（三）期間

平成二十九年七月二十八日（金）

（四）参加者

松尾勇臣

猪奥美里

田中惟允

岡 史朗

奥山博康

太田 敦

新谷紘一

川口正志

二 近畿二府八県議会議長会議

(一) 目的

加盟府県（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、三重県、福井県、徳島県、鳥取県）相互の情報を交換し、緊密なる連絡協調の下に、円滑な議会運営と地方行政の推進を図ることを目的とする。

(二) 場所

ホテル川久

和歌山県西牟婁郡白浜町三七四五

(三) 期間

平成二十九年八月三十日（水）

(四) 参加者

松尾勇臣

三 ハンセン病療養所（奈良県人会）訪問

(一) 目的

ハンセン病療養所（奈良県人会）を訪問し、療養されている方と面談する中で、心労をねぎらい本県の近況紹介、意見交換などを通じて、今後の幸せな生活の享受に資する。

(二) 場所

国立療養所 長島愛生園

岡山県瀬戸内市邑久町虫明六五三九

国立療養所 邑久光明園

岡山県瀬戸内市邑久町虫明六二五三

(三) 期間

平成二十九年八月三十日（水）

(四) 参加者

奥山博康

○議長（岩田国夫） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、継続審査となった請願一件を除き全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

○議長（岩田国夫） これをもって、平成二十九年六月第三百二十八回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（岩田国夫） （登壇）六月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

六月十六日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、上程された諸議案をはじめ、県政の諸課題を終始熱心に調査、審議いただき、継続審査となりました請願一件を除き、他の議案は全てこれを議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。

ここに議員各位のご精励とご協力に対し、厚く御礼申し上げます。

また、知事をはじめ理事者各位に対しましては、議会審議に寄せられました真摯な態度に、心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望については、十分尊重され、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

本格的な暑さに向かいます折から、皆様におかれましては、十分ご自愛いただき、県勢発展のために一層のご尽力を賜りますようお願いいたします。

終わりにりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し、厚くお礼申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◎知事（荒井正吾） （登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきましては、終始熱心にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決またはご承認いただきました。誠にありがとうございました。

本会議をはじめ、各委員会の審議の過程でいただいたご意見、ご提言などにつきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映させるよう努めてまいりたく存じます。

なお、このたびの県議会におきましては、正副議長をはじめ、委員会の正副委員長、委員などの選任を終えられ、ここに新しい県議会の体制を整えられましたことは、誠にご同慶に存じます。よろしくお願いいたします。

議員各位におかれましては、今後とも、県勢発展のため、一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

△午後九時二十六分閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	岩田国夫
同 副議長	松尾勇臣
署名議員	太田 敦
署名議員	宮本次郎
署名議員	和田恵治